

国立市の本人等負担金一覧

1. 学童保育育成料

◎ 育成料

税額等による区分	1人当たりの育成料(月額)	
	1人目の児童	2人目以降の児童
前年度の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の課税標準額が 500 万円以上の世帯	6,500 円	3,000 円
前年度の市町村民税の課税標準額が 300 万円以上 500 万円未満の世帯	5,000 円	2,500 円
前年度の市町村民税の課税標準額が 200 万円以上 300 万円未満の世帯	3,500 円	1,500 円
前年度の市町村民税の課税標準額が 200 万円未満の世帯	2,500 円	1,000 円
前年度の市町村民税が非課税の世帯	0 円	0 円

備考 この表において「1 人目の児童」とは、同一世帯で 2 人以上入所している場合の 1 人目の児童をいい、「2 人目以降の児童」とは、同一世帯で 2 人以上入所している場合の 2 人目以降の児童をいう。

◎ 延長育成料

区分		1人当たりの延長育成料
午前 8 時から午前 8 時 30 分まで	夏季休業期間(7 月、8 月)	左記期間合計 2,000 円
	冬季休業期間(12 月、1 月)	月額 500 円
	春季休業期間(3 月、4 月)	月額 500 円
午後 6 時から午後 7 時まで		月額 2,500 円

◎ 延長育成料(一時利用)

区分	1人当たりの延長育成料(日額)
午前 8 時から午前 8 時 30 分まで	300 円
午後 6 時から午後 7 時まで	300 円

2. 保育料

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)	
階層区分	市民税等による定義	3 歳未満児	3 歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0 円	0 円
B	A階層を除き、前年度分の市民税非課税世帯	0 円	0 円

C	A階層及びB階層を除き前年分所得税非課税世帯	第 1 階層	前年度分市民税課税額が均等割額のみの世帯	3,100 円 (1,500 円)	2,000 円 (1,000 円)
		第 2 階層	前年度分市民税のうち所得割課税額が 7,000 円未満の世帯	4,000 円 (2,000 円)	2,500 円 (1,200 円)
		第 3 階層	前年度分市民税のうち所得割課税額が 7,000 円以上の世帯	4,700 円 (2,300 円)	3,100 円 (1,500 円)
D	A階層、B階層及びC階層を除き前年分所得税課税世帯	第 1 階層	前年分所得税課税額が 2,000 円未満の世帯	7,400 円 (3,700 円)	5,200 円 (2,600 円)
		第 2 階層	前年分所得税課税額が 2,000 円以上 10,000 円未満の世帯	9,300 円 (4,600 円)	6,400 円 (3,200 円)
		第 3 階層	前年分所得税課税額が 10,000 円以上 19,000 円未満の世帯	11,000 円 (5,500 円)	7,300 円 (3,600 円)
		第 4 階層	前年分所得税課税額が 19,000 円以上 29,000 円未満の世帯	14,900 円 (7,400 円)	8,500 円 (4,200 円)
		第 5 階層	前年分所得税課税額が 29,000 円以上 39,000 円未満の世帯	18,000 円 (9,000 円)	9,900 円 (4,900 円)
		第 6 階層	前年分所得税課税額が 39,000 円以上 57,000 円未満の世帯	20,700 円 (10,300 円)	11,100 円 (5,500 円)
		第 7 階層	前年分所得税課税額が 57,000 円以上 76,000 円未満の世帯	27,200 円 (13,600 円)	12,100 円 (6,000 円)
		第 8 階層	前年分所得税課税額が 76,000 円以上 95,000 円未満の世帯	29,800 円 (14,900 円)	13,400 円 (6,700 円)
		第 9 階層	前年分所得税課税額が 95,000 円以上 121,000 円未満の世帯	33,200 円 (16,600 円)	14,500 円 (7,200 円)
		第 10 階層	前年分所得税課税額が 121,000 円以上 149,000 円未満の世帯	35,800 円 (17,900 円)	16,000 円 (8,000 円)
		第 11 階層	前年分所得税課税額が 149,000 円以上 177,000 円未満の世帯	37,400 円 (18,700 円)	17,800 円 (8,900 円)
		第 12 階層	前年分所得税課税額が 177,000 円以上 205,000 円未満の世帯	40,100 円 (20,000 円)	19,100 円 (9,500 円)
		第 13 階層	前年分所得税課税額が 205,000 円以上 233,000 円未満の世帯	42,500 円 (21,200 円)	20,700 円 (10,300 円)
		第 14 階層	前年分所得税課税額が 233,000 円以上 267,000 円未満の世帯	45,000 円 (22,500 円)	22,100 円 (11,000 円)
		第 15 階層	前年分所得税課税額が 267,000 円以上 304,000 円未満の世帯	47,300 円 (23,600 円)	23,300 円 (11,600 円)
		第 16 階層	前年分所得税課税額が 304,000 円以上 348,000 円未満の世帯	49,000 円 (24,500 円)	24,200 円 (12,100 円)
		第 17 階層	前年分所得税課税額が 348,000 円以上 417,000 円未満の世帯	49,500 円 (24,700 円)	25,000 円 (12,500 円)
		第 18 階層	前年分所得税課税額が 417,000 円以	49,500 円	25,000 円

			上 492,000 円未満の世帯	(24,700 円)	(12,500 円)
		第 19 階層	前年分所得税課税額が 492,000 円以上 604,000 円未満の世帯	49,500 円 (24,700 円)	25,000 円 (12,500 円)
		第 20 階層	前年分所得税課税額が 604,000 円以上の世帯	49,500 円 (24,700 円)	25,000 円 (12,500 円)

備考

- この表の「市民税」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 号第 2 項第 1 号に規定する市町村民税(特別区が同法第 1 条第 2 項の規定によって課する同法第 5 条第 2 項第 1 号に規定する税を含む。)をいう。
- この表の「3 歳未満児」「3 歳以上児」の年齢区分は、当該年度の初日の前日(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を含む。)における満年齢によるものとし、年度途中の年齢区分の変更は行わない。
- 同一世帯の 2 人以上の就学前児童が同時に次の各号のいずれかに該当する場合における保育所に入所している児童に係る保育料は、当該児童が同一世帯のうち 2 番目に年齢が高い者である場合は、この表の()内の額とし、当該児童が同一世帯のうち最も年齢が高い者及び 2 番目に年齢が高い者以外の者である場合は、0 円とする。
 - 法第 39 条第 1 項に規定する保育所に入所していること。
 - 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園に入園していること。
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 6 条第 2 項に規定する認定こども園に入園していること。
 - 学校教育法第 76 条第 2 項に規定する特別支援学校の幼稚部に就学していること。
 - 法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援を受けていること。
 - 法第 6 条の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援を受けていること。
 - 法第 43 条の 2 に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に入所していること。
- この表の C 第 1 階層における「均等割額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 第 2 階層及び C 第 3 階層における「所得割課税額」とは、同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割課税額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割課税額又は均等割額とする。
- この表の D 第 1 階層から D 第 20 階層までにおける「所得税課税額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。
 - 所得税法第 78 条第 1 項(同条第 2 項第 1 号に規定する寄附金又は同項第 2 号若しくは第 3 号に規定する寄附金(地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。)に限る。)、第 92 条第 1 項及び第 95 条第 1 項から第 3 項まで
 - 租税特別措置法第 41 条第 1 項から第 3 項まで、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項
 - 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条
- 前項の規定にかかわらず、所得税法第 84 条第 2 項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)による改正前の所得税法第 84 条第 1 項の規定によって計算された額を用いることができる。

3. 老人保護措置費本人等負担金

◎養護老人ホーム被措置者費用徴収基準

対象収入による階層区分			費用徴収基準月額
1	270,000 円以下		0 円
2	270,001 円以上	280,000 円以下	1,000 円
3	280,001 円以上	300,000 円以下	1,800 円
4	300,001 円以上	320,000 円以下	3,400 円
5	320,001 円以上	340,000 円以下	4,700 円
6	340,001 円以上	360,000 円以下	5,800 円
7	360,001 円以上	380,000 円以下	7,500 円
8	380,001 円以上	400,000 円以下	9,100 円
9	400,001 円以上	420,000 円以下	10,800 円
10	420,001 円以上	440,000 円以下	12,500 円
11	440,001 円以上	460,000 円以下	14,100 円
12	460,001 円以上	480,000 円以下	15,800 円
13	480,001 円以上	500,000 円以下	17,500 円
14	500,001 円以上	520,000 円以下	19,100 円
15	520,001 円以上	540,000 円以下	20,800 円
16	540,001 円以上	560,000 円以下	22,500 円
17	560,001 円以上	580,000 円以下	24,100 円
18	580,001 円以上	600,000 円以下	25,800 円
19	600,001 円以上	640,000 円以下	27,500 円
20	640,001 円以上	680,000 円以下	30,800 円
21	680,001 円以上	720,000 円以下	34,100 円
22	720,001 円以上	760,000 円以下	37,500 円
23	760,001 円以上	800,000 円以下	39,800 円
24	800,001 円以上	840,000 円以下	41,800 円
25	840,001 円以上	880,000 円以下	43,800 円
26	880,001 円以上	920,000 円以下	45,800 円
27	920,001 円以上	960,000 円以下	47,800 円
28	960,001 円以上	1,000,000 円以下	49,800 円
29	1,000,001 円以上	1,040,000 円以下	51,800 円
30	1,040,001 円以上	1,080,000 円以下	54,400 円
31	1,080,001 円以上	1,120,000 円以下	57,100 円
32	1,120,001 円以上	1,160,000 円以下	59,800 円
33	1,160,001 円以上	1,200,000 円以下	62,400 円
34	1,200,001 円以上	1,260,000 円以下	65,100 円
35	1,260,001 円以上	1,320,000 円以下	69,100 円

36	1,320,001 円以上 1,380,000 円以下	73,100 円
37	1,380,001 円以上 1,440,000 円以下	77,100 円
38	1,440,001 円以上 1,500,000 円以下	81,100 円
39	1,500,001 円以上	150 万円超過額 × 0.9 ÷ 12 + 81,100 円 (100 円未満切捨て)
備考: 上表にかかわらず、140,000 円を当該費用徴収基準月額の上限とする。		

(注 1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。別表第 2 において同じ。)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 3 人部屋入居者については、費用徴収基準月額から 10%、4 人部屋入居者については 20%、5 人及び 6 人部屋入居者については 30%、7 人部屋以上の大部屋入居者については 40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100 円未満は切捨てとする。ただし、第 13 条第 3 項に規定する特例による上限額を適用した入居者については、費用徴収基準月額の減額は行わないものとする。

(注 3) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(一般事務費及び一般生活費(地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。))の合算額をいう。別表第 2 及び別表第 3 において同じ。)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

◎扶養義務者費用徴収基準

税額等による階層区分			費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者(それぞれ単給を含む。)		0 円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税の者		0 円
C ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	当該年度分の市町村民税所得割非課税(均等割のみ課税)	4,500 円
C ₂		当該年度分の市町村民税所得割課税	6,600 円
D ₁	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であつて、その税額の年額区分が次の額である者	30,000 円以下	9,000 円
D ₂		30,001 円以上 80,000 円以下	13,500 円
D ₃		80,001 円以上 140,000 円以下	18,700 円
D ₄		140,001 円以上 280,000 円以下	29,000 円
D ₅		280,001 円以上 500,000 円以下	41,200 円
D ₆		500,001 円以上 800,000 円以下	54,200 円
D ₇		800,001 円以上 1,160,000 円以下	68,700 円
D ₈		1,160,001 円以上 1,650,000 円以下	85,000 円
D ₉		1,650,001 円以上 2,260,000 円以下	102,900 円
D ₁₀		2,260,001 円以上 3,000,000 円以下	122,500 円
D ₁₁		3,000,001 円以上 3,960,000 円以下	143,800 円
D ₁₂		3,960,001 円以上 5,030,000 円以下	166,600 円
D ₁₃		5,030,001 円以上 6,270,000 円以下	191,200 円
D ₁₄		6,270,001 円以上	その月におけるその

		被措置者にかかる措置費の支弁額
--	--	-----------------

(注 1) この表のC₁階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C₂階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には同法第 314 条の 7 及び同法附則第 5 条第 2 項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

(注 2) D₁～D₁₄階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成 11 年法律第 8 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 条)の規定によつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

(2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項及び第 2 項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条

(注 3) 同一の者が 2 人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、上表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものであること。

(注 4) 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額(その被措置者が別表第 1 により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額)を超える場合には、この表にかかわらず、当該支弁額とする。

(注 5) 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表による徴収額の一部又は全部を免除することができる。

(注 6) 所得税の額及び市民税所得割の額は、平成 10 年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 84 号)による改正後の平成 10 年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成 10 年法律第 1 号)で規定する特別減税を適用する前の額とする。